いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計業務委託

公募型プロポーザル実施要領

**１　事業の目的**

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する第７７回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」下野市開催競技の本大会及びリハーサル大会の競技会を安全・確実かつ円滑に行うため、競技会場等のレイアウト及び必要な仮設物、レンタル物品等の設営設計について、民間の優れた想像力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用した企画提案を求めるものである。

**２　業務概要**

（１）業務名

いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計業務委託

（２）業務内容

別添１「いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

　（３）契約期間

　　　　契約締結の日から令和３年２月２６日（金）まで

（４）委託料限度額

１，５６２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

　（５）担当所属及び問い合わせ先

　　　　いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局（担当者：伊澤、坂巻、髙橋、立川）

　　　〒３２９－０４９２　栃木県下野市笹原２６

　　　下野市教育委員会事務局スポーツ振興課内

　　　TEL：０２８５－３２－８９２０　　FAX：０２８５－３２－８６１１

　　　E-mail：sports@city.shimotsuke.lg.jp

　　　受付時間：平日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

**３　参加資格**

　　本公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）平成３１年度・令和２年度下野市競争入札参加資格者（イベント企画・運営等）として登録があること。ただし、企画提案の提出期限までに当該登録をする場合にはこの限りではない。

（３）参加表明書及び企画提案書の受付期間において、下野市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成２２年２月１２日付訓令第３号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）下野市暴力団排除条例（平成２４年下野市条例第３号）第２条の規定に該当しない者であること。

　（６）平成３１年３月末時点で、過去５年以内に開催された国民体育大会において、競技会場等設計業務の請負実績があること。

**４　プロポーザル実施の手続**

　（１）実施スケジュール

　　　ア　実施要領等の公表　　　　　　　　　　令和２年５月２１日（木）

　イ　実施内容等に関する質問書提出期限　　令和２年５月２９日（金）１７時必着

　　ウ　質問に対する回答（ホームページ掲載）令和２年６月２日（火）予定

エ　参加表明書の提出期限　　　　　　　　令和２年６月５日（金）１７時必着

オ　参加資格の確認結果通知　　　　　　　令和２年６月９日（火）予定

　　カ　企画提案書の提出期限　　　　　　　　令和２年６月１６日（火）１７時必着

　　キ　公募型プロポーザル選定委員会　　　　令和２年６月２３日（火）予定

（プレゼンテーション）

ク　審査結果の通知・公表　　　　　　　　令和２年６月下旬

（２）実施要領等の配布

　　ア　配布期間：令和２年５月２１日（木）から同年６月５日（金）まで

　　イ　配布場所：２（５）の担当所属で配布するほか、市ホームページからダウンロードできる。

（３）実施内容等に関する質問

　　　公募型プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式２）を令和２年５月２９日（金）１７時までに、２（５）担当所属あてに電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

（４）質問に対する回答

　　　質問に対する回答は、質問者に対し回答するとともに、競争上の地位等を害する恐れがあるものを除き、市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

（５）参加表明書の提出

　　　公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式１）を令和２年６月５日１７時までに、２（５）担当所属あてに持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

　　　なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和２年６月１６日（火）１７時までに、２（５）担当所属宛に辞退届（任意様式）を提出すること。

（６）参加資格の確認

　　　参加表明書の提出者に対して、参加資格について書類審査を行い、資格要件を満たしている者（以下「企画提案者」という。）には、参加確認結果通知書及び企画提案書提出依頼通知書を送付する。

（７）企画提案書の提出

　　　企画提案者は、仕様書及び別添２「いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計業務委託企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書等を作成し、次により提出すること。

　　ア　提出期限：令和２年６月１６日（火）１７時必着

イ　提出場所：２（５）の担当所属

ウ　持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ　提出部数：紙媒体１０部（正本１部・副本９部）

　（８）企画提案書等提出書類の取扱い

ア　提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。（審査に影響を与えない軽微なものは除く。）

イ　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ　企画提案書は、下野市情報公開条例（平成１８年１月１０日付条例第１０号）に基づく情報公請求の対象となる。

エ　提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

　　　オ　実行委員会は、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に対し、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

　　　カ　企画提案書等の作成及び提出に係る費用等は、全て提案者の負担とする。

　　　キ　提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

　　　ク　企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

　（９）説明会等

　　　　説明会は開催しないが、大松山運動公園陸上競技場、石橋体育センター、その他関連施設の視察については、２（５）担当所属と協議の上行うことができる。

**５　審査方法等**

　（１）審査基準

　　　　別添３「いちご一会とちぎ国体下野市開催競技会場等設計業務委託審査基準」のとおり

　（２）プレゼンテーションの実施

　　　ア　実施日　　令和２年６月２３日（火）予定

　イ　会場等　　時間及び会場等は、提案者に対して別途通知する。

　ウ　実施方法

◦提案者による企画提案内容説明は２０分程度とし、その後選定委員会委員及び事　務局から質疑を行う。

　　　◦プレゼンテーションの出席者は、１者につき３名以内とする。

　　　　◦プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等を基に行うこととし、資料の追加は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン、プロジェクター等によるプレゼンテーションは許可することとし、その場合、プロジェクター、スクリーンは、実行委員会事務局が用意するが、パソコン等持ち込み可能な範囲の機器は、各参加者が持参すること。

　　　　◦プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

　　エ　選定委員　教育次長（実行委員会事務局長）、スポーツ振興課長（実行委員会事務局次長）、総合政策課長（競技式典専門委員会委員）、教育総務課長（同）、学校教育課長（同）

　　　オ　新型コロナウィルスの影響による社会状況を踏まえ、プレゼンテーション実施の可否を判断し、プレゼンテーションを中止とした場合は、書類審査のみ行うこととする。

（３）審査の方法

　　　審査基準に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、市が設置する選定委員会委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。なお、プレゼンテーションを中止とした場合は、書類審査のみ行うこととする。

（４）候補者の選定方法

　　ア　（３）による評価の総合点が最も高いものを契約相手方の候補者（以下「候補者」という。）とする。また、参加者が１者だった場合には、総合的に評価して候補者としての適否を判断する。

　　イ　評価の総合点が最も高い者が複数の場合は、提案額が最も安価な者を候補者とする。なお、金額も同額の場合には、選定委員会において決定する。

（５）その他

　　　次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

　　ア　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

　　イ　本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

　　ウ　見積書の金額が２（４）の委託料限度額を超える場合

　　エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

　　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

**６　選定結果の通知・公表**

　　候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者に係る名称等については、市ホームページで公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

**７　契約の手続**

　（１）候補者として選定された者といちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局（以下「市実行委員会」という。）との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った後、候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、市実行委員会と随意契約による委託契約を締結する。

　（２）（１）により委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）に対する契約代金の支払いは、精算払いとする。

　（３）契約締結の協議が整わなかった場合には、評価結果の上位者から順に協議を行う。

　（４）受託者は、本業務を第三者に一括して委託することはできない。なお、業務の一部を委託する場合は、市実行委員会と協議し、当該協議が整った場合のみ実施することができる。

　（５）契約書の作成に必要な経費は、受託者の負担とする。

**８　その他**

（１）参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で下野市に帰属するものとする。

（２）企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となる内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。

（３）業務委託における製作物の著作権は、下野市に帰属するものとする。委託契約期間終了後、下野市が制作物を使用するに当たり制限がある場合は、企画提案書にその旨を明記すること。